

非木造家屋(工場、倉庫用建物)における装備補正の考え方

- 令和6基準においては、「装備のないもの」を標準(1.00)とし、設置されたクレーンの状況に応じて、増点補正を行うものに改めた。
- この際、令和3基準まで示してきた増減関係に変更はないものとし、加えて、構造の如何に関わらず、200tクレーンは、20tクレーンの2倍程度の補正率とすることを前提に設定を行っている。
- 課税庁においては、以下の対応表を基に、設置されたクレーンのトン数がどのレンジに該当するかに応じて、適宜比例計算されたい。

■鉄骨鉄筋コンクリート造

	装備のないもの	20tクレーン	50tクレーン	200tクレーン
R6補正係数	1.00	1.05	1.25	2.10
			※注釈	※20tの2倍

■鉄筋コンクリート造

	装備のないもの	10tクレーン	20tクレーン	30tクレーン	200tクレーン
R6補正係数	1.00	1.05	1.10	1.15	2.20
		「装備のないもの」→「10t」の比例により算出			※20tの2倍

■鉄骨造

	装備のないもの	5tクレーン	10tクレーン	20tクレーン	200tクレーン
R6補正係数	1.00	1.10	1.20	1.50	3.00
			※注釈	※注釈	※20tの2倍

(注)色付き箇所は、再建築費評点基準表に記載している部分。白抜きで示しているトン数は、令和3基準までに示したトン数である。
 「※注釈」と付してある補正率は、再建築費評点基準表における規模補正欄の直下に記載している注書きを基に算出したものである。